

あわら市

Awara Commerce News

商工会だより

2021.10

No.112

発行・編集

あわら市商工会事務局（本所）

〒919-0621 福井県あわら市市姫一丁目9-21
TEL: 0776-73-0248 FAX: 0776-73-7145

あわら市商工会事務局（支所）

〒910-4103 福井県あわら市二面2丁目701
TEL: 0776-78-6311 FAX: 0776-78-7801

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する
「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！～

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

年次有給休暇の計画的付与やコロナ関連の特別休暇制度導入、就業規則の見直し、各種助成金等については、専門のコンサルタントが無料で事業所を訪問しアドバイスや情報提供を行っております。

詳しくは、福井労働局雇用環境・均等室（Tel 0776-22-0221）にお気軽にお問い合わせください。

書き方の新しいスタイル



先着
70,000名
に当たる！

福井県

マイナンバーカード取得キャンペーン
マイナうマニア!!

マイナンバー
カードを行って
県産品を
もらおう!!

人気のお米「いちほまれ」とご飯が進む「福井のうまいもの」をプレゼント！！

申込期限／令和4年3月15日（当日消印有効）

※商品が品切れの際は同等品のお品に変更させていただきます。
承ります。また、ますようお願い申し上げます。

海の幸セット、山の幸セット、里の幸セットの
3つのコースからお選びいただけます。



対象者

令和3年5月1日から12月31日までにマイナンバーカードの交付申請を行い、令和4年2月28日までに交付を受けた福井県民の方（マイナポイント対象者は除く）

※再申請等で12月31日を過ぎた場合は対象外となります。



お問い合わせ先

キャンペーンセンター
マイナうマニア!! キャンペーン事務局（福井県農業品協同組合内）



0120-409-291

営業時間／9:00～17:00 (土日祝日除く)

貯蓄共済 ダブルプレゼントキャンペーン実施中 !!

プレゼント1 商工貯蓄共済キャンペーン（福井県）

貯める

借りる

安心
保障

★モデル1・4・8にご加入の方→10,000円加入毎に5,000円相当の特産品をプレゼント。全17品からお選びいただけます。

★モデル6ご加入の方→10,000円加入毎に全国共通商品券1,000円をプレゼント。

(期間:令和3年7月27日~12月21日に10,000円以上ご加入して頂いた方。)



黒ちゃん家 福地鶏の卵とハムのセット

プレゼント2 推進キャンペーン（あわら市）

★モデル1・4・8にご加入の方→10,000円加入毎に全国共通商品券5,000円プレゼント。

★モデル6にご加入の方→10,000円加入毎に全国共通商品券2,000円プレゼント。

(期間:令和3年4月1日~令和4年2月25日に10,000円以上ご加入して頂いた方。)

加入できる方・・・商工会の会員及びその家族・従業員

詳しいお問い合わせは商工会まで 本所 ☎73-0248 芦原支所 ☎78-6311

中小企業者等事業継続支援金

受付期間が延長され、要件の改正が行われました。

内 容	給付額10万円~60万円 ※1事業所につき1か月あたり10万円(最大6か月分)
要 件	2021年1月~9月までの何れか1月の売上が2019年又は2020年同月比50%以上減少している県内事業者
締 切	令和3年12月28日(火) 消印有効
お問合せ	事業継続支援金センター ☎0776-50-6458(平日9:30~16:30 土日祝除く)

福井県最低賃金の改定について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。この度、福井県最低賃金が下記の通り、改定となりましたのでお知らせします。

福井県最低賃金

時間額()は改定前	効力発生日	福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
858円 (830円)	令和3年 10月1日	ただし、別に定める福井県内産業の基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されますのでご注意ください。

*改定内容や特定最低賃金の適用業種の詳細については、福井労働局ホームページをご確認いただくか、福井県労働局労働基準部賃金室 (TEL: 0776-22-2691) もしくは福井労働基準監督署 (TEL: 0776-54-6167) にお問い合わせください。